

被保険者 各位

共愛会健康保険組合
理事長 下河辺 智久

令和 3 年度 健康保険被扶養者資格確認調査について

◆ 実施目的

共愛会健康保険組合では、高齢者医療制度における拠出金および保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第 50 条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現況確認だけではなく、加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆ 調査対象者

- ①令和 3 年 10 月 1 日現在認定している **16 歳以上(※)の被扶養者** → 調査票 A の方
※16 歳以上で 4 月の状況確認時に学生と確認できた方は除きます。
- ②被扶養者がいる場合、その **被扶養者を共同で扶養する義務のある方** → 調査票 B の方
※例) 本人と配偶者の収入を比較するため

◆ 調査の流れ

時期	内容	流れ
10 月 18 日	「調査票」の配布	事業主(総務課) → 被保険者
10 月 18 日～	「調査票」順次提出	被保険者 → 事業主(総務課)
10 月 29 日 (金)	「調査票」提出期限	総務課必着
11 月中	健保の審査期間※	不該当者に随時通知を送付

※健保で審査を行い、追加で書類の提出依頼をする事がありますので、速やかにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

◆ 提出期限 **令和 3 年 10 月 29 日 (金) 総務課必着**

※送付した**封筒**に提出書類一式を入れて返送して下さい。

◆ 送付物

- ・令和 3 年度 扶養調査票【裏面に見本を記載】(青色の用紙)
- ・添付書類一覧表 (裏面に記載)

◆ その他注意事項

- ① **提出期限を過ぎても調査票並びに必要な証明書類の提出がない場合は、被扶養者の資格が確認できないため、さかのぼって令和 3 年 4 月 1 日付で被扶養者の資格を喪失いたします。**
- ② 調査対象者の方が就職・収入増にも関わらず扶養になったままや仕送りを条件とするにも関わらず仕送りをしていない場合は、至急総務課へ被扶養者異動の手続きをお願いします。
- ③ ①と②に該当した場合は、さかのぼって資格喪失となり、それ以降にかかれた医療費(健保負担分)を健保組合へ返還していただきます。
- ④ 所得証明書等の発行手数料は各自でご負担ください。
- ⑤ 記入漏れや添付書類不備の無いように、提出前に必ずご確認下さい。

添付書類一覧表

扶養調査票に記載されたA又はBに該当する添付書類を下表にてご確認ください。

※下表の添付書類だけでは確認できない場合には別途追加書類の提出を求めていますので、ご了承ください。

■扶養調査票 **A** の方は、調査対象者の該当する番号全ての添付書類を提出してください。(コピー可)

調査対象者	添 付 書 類 最新のものを添付してください
I.無収入の方	①所得証明書(住民税課税決定通知書)
II.年金受給の方	①所得証明書(住民税課税決定通知書) ②年金額改定通知書・年金振込通知書
III.お勤めの方	①所得証明書(住民税課税決定通知書)
IV.自営業の方	①所得証明書(住民税課税決定通知書) ③確定申告書及び収支内訳書

調査対象者	添 付 書 類 最新のものを添付してください
V.その他の収入がある方	①所得証明書(住民税課税決定通知書) ③確定申告書及び収支内訳書
VI.別居の方	I～VIいずれかに該当する場合の書類 ④仕送り証明書

■扶養調査票 **B** の方は、共同扶養の方が該当する番号の添付書類を提出してください。(コピー可)

共同扶養者	添 付 書 類 最新のものを添付してください
I.自営業以外の方	⑥源泉徴収票(住民税課税決定通知書)

共同扶養者	添 付 書 類 最新のものを添付してください
II.自営業の方	③確定申告書及び収支内訳書

【添付書類について下記の注意事項を必ずご確認ください】

添 付 書 類	注 意 事 項	※添付書類は最新のものの。コピー可。
① 所得証明書 または 住民税課税決定通知書※1	●令和3年度(令和2年分)のもの ○非課税証明は不可。0円申告を行ってください。 ○103万円以下の方も、必ず所得証明書をお願いします。 ●住民所得証明書の代用可能です。	今年1月1日時点で住民票があった市区町村で発行できます。(収入が103万円以下の方は、区役所にて0円申告をお願いします。出張所ではできません)。 源泉徴収を発行されている方で、毎年5月頃に届く通知書です。
② 年金額改定通知書・年金振込通知書	●国民・厚生・基金・遺族・障害・企業など 受給しているすべての年金	金額と宛名がわかるページが必要です。
③ 確定申告書及び収支内訳書	●令和3年(令和2年分申告)のもの 個人事業収入、不動産収入、株式配当などに該当するもの	受付印のあるもの、または電子申告の受付番号の印字があるもの。
④ 仕送り証明書	●「いつ」「誰が」「誰に」「いくら」振込をしたのか確認できるもの 令和2年10月～令和3年10月に送金したもの ○振込証明書 ○通帳の表面・中面(振込がわかるページ) ○ネットバンキングの振込完了画面 など	現金での仕送りは認められません。
⑤ 源泉徴収票 または 住民税課税決定通知書※1	●令和2年の所得がわかるもの(※注 調査時の職場と同じ場合) ○本人と共同扶養の方(子、親等を共同で扶養している被扶養者でない方)のもの ※注 転職等で調査時の職場と異なる場合は、総務課までご連絡ください。	本人と共同扶養者分ともに必要です ※ただし、共同扶養の方が共愛会の場合は添付不要です。

※1住民税課税決定通知書の見本

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	
所得 給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分 総所得金額①
所得控除 雑 損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配 偶 者 配偶者特別 扶 養 基 礎 所得控除合計②
納付額 6月分 7月分 8月分	12月分 1月分 2月分

北九州市窓口業務の受付時間延長日時

- 延長日：毎週木曜日(祝日は除く)
- 受付時間：午前8時30分～午後7時まで
- 実施場所：全区役所(出張所は除く)

※延長時間帯に取り扱えない業務もありますので、詳しくは各区役所へお問い合わせください。